

宿泊税課税再開に伴う宿泊税の申告等について

東京都では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴い、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで宿泊税の課税を停止していましたが、令和 3 年 10 月 1 日より、宿泊税の課税を再開いたしました。（東京都宿泊税条例附則第 7 項）つきましては、下記の点について、ご留意いただきますようよろしくお願いいたします。

記

第 1 宿泊税の課税再開時期
令和 3 年 10 月 1 日から

第 2 各種申告の提出について

1 納入申告書について

課税再開後の宿泊（令和 3 年 10 月分（令和 3 年 11 月に申告）以降）について、宿泊税納入申告書を提出してください。

課税停止期間中の宿泊については、宿泊税納入申告書の提出が不要です。（令和 2 年 7 月分（令和 2 年 8 月に申告）から令和 3 年 9 月分（令和 3 年 10 月に申告）まで。）この期間分の納入申告書の提出があった場合、千代田都税事務所宿泊税担当より、当該納入申告書を返却させていただきます。

（1）課税停止期間をまたぐ宿泊があった場合

課税停止期間をまたぐ宿泊があった場合、課税再開前の宿泊について、納入申告をする必要はありません。

例：令和 3 年 9 月 28 日から 10 月 2 日まで 5 泊 6 日した場合（9/28 チェックイン、10/3 チェックアウトの場合）

《 令和 3 年 》				
9/28 宿泊	9/29 宿泊	9/30 宿泊	10/1 宿泊	10/2 宿泊
課税対象外			課税対象	

上記例のように、連泊の途中で、宿泊税の課税停止期間が終了する令和 3 年 9 月 30 日を経過する場合、9 月 28 日、29 日、30 日の 3 泊分に対して課税されず、

10月1日、2日の2泊分に対しては課税されます。

この場合、10月の宿泊について、令和3年10月分（令和3年11月に申告）で申告する必要があります。（特例適用の場合は、令和3年12月末までに申告する必要があります。）

(2) 令和2年6月分までの期限後申告について

通常どおり申告をしてください。

2 その他の申告・申請について

通常どおり申告・申請をしてください。

なお、課税停止期間であったことを理由として、「宿泊税経営休止・廃止・再開申告書」を提出する必要はございません。（経営を休止・廃止等していないため。）

第3 参考

宿泊税の概要は、<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/shuk.html>
(宿泊税 HP) を参照してください。

【問合せ先】

○千代田都税事務所事業税課個人事業税班宿泊税担当 電話 (03)3252-7141

○東京都主税局課税部課税指導課個人事業税班宿泊税担当 電話 (03)5388-2956 (直通)